

公 示

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、下記のとおり公示する

令和7年7月25日

弟子屈町長 徳永 哲雄

1. 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 事業名 源泉利用実態・管理運用調査業務
- (2) 事業概要

本業務は、弟子屈町温泉事業において更なる地熱資源の有効利用及び事業展開を実施するために、地熱資源の有効活用且つ保護の安定的な継続、地熱資源の確保及び利用拡大に必要な調査及び課題把握、課題解消等の検討を行うものである。

なお、本業務は北海道の「地熱資源利用促進事業費等補助金」の利用を予定する。

- (3) 事業契約期間 契約締結の翌日から令和8年2月13日（金）（予定）

2. 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

公募型プロポーザル方式に参加する者は、次に掲げる参加資格を満たすものであること

- (1) 対象業務における弟子屈町での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 令和2年度以降（過去5年）に地熱資源活用に関する業務を国又は地方公共団体、民間企業等から受注した契約実績がある者
- (3) 令和2年度以降（過去5年）に地域エネルギー事業もしくは地域エネルギーマネジメントに関する業務を国又は地方公共団体、民間企業等から受注した契約実績がある者
- (4) 本業務について、専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 弟子屈町指名競争入札参加有資格者指名停止基準その他法令の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、町が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ、弟子屈町暴力団排除条例第2条第1号から第4号までに掲げる者に該当しないこと。

3. 手続き等

- (1) 公募型プロポーザル方式参加表明に関する書類は、「3 担当部署」において告示の日から配布する。または、弟子屈町公式ウェブサイトからダウンロードすること。
- (2) 参加表明書の提出期限及び提出方法
 - ア 受領期限 令和7年8月4日(月)午後5時(必着)
 - イ 提出場所 4.担当部署に同じ
 - ウ 提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は「書留」または「簡易書留」とする。
- (3) 提案書の提出期限及び提出方法
 - ア 受領期限 令和7年8月27日(水)午後5時(必着)
 - イ 提出場所 4.担当部署に同じ
 - ウ 提出方法 持参または郵送とする。郵送で提出する場合は「書留」または「簡易書留」とする。

4. 担当部署

弟子屈町水道課管理係
〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
TEL : 015-482-2942
FAX : 015-482-2696
E-mail : suido@town.teshikaga.hokkaido.jp

5. その他

- (1) 本プロポーザルにより受託候補者を決定し、契約を締結したときは、弟子屈町公式ウェブサイトへの掲載により公表する。
- (2) 書類提出にあたっての留意事項
 - ア 提出書類の作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、提案者に無断で使用しない。
 - ウ 書類等の追加、修正は原則として行わない。
 - エ 提出された書類の返却は行わない。
- (3) 詳細は、別紙「源泉利用実態・管理運用調査業務公募型プロポーザル方式実施要領」による。